

令和元年度 習志野市青少年問題協議会 会議録

1 開催日時 令和元年7月31日(水)午後1時30分～午後2時50分

2 開催場所 習志野市庁舎 G階 大会議室

3 出席者氏名

出席委員:宮本泰介委員(会長)、小熊隆委員(副会長)、鮎川由美委員、國崎正晴委員、
(22名) 五木田文孝委員、高橋君枝委員、海寶嘉胤委員、増田美代子委員、
央重則委員、廣瀬博委員、松濱幸子委員、佐々木秀一委員、植草洋子委員、
加川美奈子委員、太田忠委員、吉田勝幸委員、岩田寛委員、小西薫委員、
藤木義久委員、菅原優委員、小澤由香委員、櫻井健之委員

欠席委員:久保秀一委員(代理:石原徳子習志野健康福祉センター副センター長)、
(3名) 中台雅之委員、五十嵐久仁委員

事務局:生涯学習部長 齊藤勝雄、生涯学習部次長 村山典久、
生涯学習部副参事(社会教育課長事務取扱) 吉岡治、
青少年センター所長 渡辺雅和、社会教育課青少年育成係長 山田展子、
社会教育課主査 長谷川真由美

傍聴者 : 0名

4 協議会内容

開会

第1 会議録の作成等

第2 会議録署名委員の指名

第3 協議

(1)成年年齢引下げ後の成人式の実施について

第4 報告

(1)児童虐待防止に係る連携の強化について 総務部危機管理監 米山則行

(2)児童虐待への対応について こども部子育て支援課長 相澤慶一

(3)「習志野市有害図書規制に関する条例」の廃止について 事務局

第5 その他

閉会

5 議事録(要点筆記)

会長

協議(1) 成年年齢引下げ後の成人式の実施について、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、協議(1)成年年齢引下げ後の成人式の実施について、事務局からご説明申し上げます。

3年後の令和4年4月1日から、日本での成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年年齢が引き下げられることにより、成人式の対象者を現行通りその年度に20歳を迎える人にするのか、それとも民法改正に合わせてその年度に18歳を迎える人にするのかということについて、今回ご協議をお願いしたいと考えております。

最初に、成年年齢引下げについて簡単にご説明いたします。

現在、日本での成年年齢は民法で20歳と定められていますが、昨年、民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日に民法が改正され、成年年齢が18歳に引き下げられることが決まりました。

成年年齢が引き下げられることで変わるものと変わらないことですが、成年年齢を引き下げた後は、親の同意がなくても自分の意思で様々な契約ができるようになります。一方で、成年年齢が引き下げられても、飲酒、喫煙、競馬などはこれまでと変わらず20歳まで禁じられています。

それでは、成人式は法律で年齢の決まりがあるかといいますと、実際は成人式の時期や在り方に関して法律による決まりはございません。本市の成人式は、毎年1月の第2月曜日である「成人の日」に、その年度に20歳になる人を対象に、習志野市と習志野市教育委員会が主催者として執り行っています。

成人式対象年齢を18歳とした場合、次のことが考えられます。

一点目は、18歳で実施した場合、受験や就職などの重要な時期と重なり、本人や家族に精神的、経済的に大きな負担がかかることから、参加者が激減することが想定されます。

二点目は、習志野市では、新成人を祝う集いの企画、運営を新成人による実行委員会で進めています。18歳で開催する場合、実行委員会を組織することが困難となることが想定されます。

三点目は、18歳で開催する場合、令和4年度の成人式(令和5年1月の成人の日を想定)の対象が現在高校2年生の平成14年度生まれ、現在高校1年生の平成15年度生まれ、現在中学3年生の平成16年度生まれの3学年となります。会場の習志野文化ホールは、現在1学年分でほぼ満席であり、3学年を一時に集めるのは不可能です。

一方、成人式対象年齢を20歳とした場合、現在使っている「成人式」「新成人を祝う集い」という名称を変更する必要があります。

今年6月に法務省が全市町村を対象に調査いたしました。調査結果からは、現在、市町村単位で成人式を行っていること、大多数の市町村が成人式の対象年齢や開催時期は検討中であること、成人式の対象年齢を決定した市町村のほとんどは、今と同じ20歳開催としていることが読み取れます。

なお、県内自治体では現在、松戸市と香取市が令和4年度以降も対象年齢を20歳とすることを決定しています。

今年2月に千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八千代市、浦安市、習志野市の成人式担当で情報交換会を実施した際は、18歳開催の場合、ほとんどの対象者が高校3年生であり、受験や就職などの重要な時期と重なるため、本人や家族に精神的、経済的に大きな負担がかかることを懸念する声が多く上がりました。全国の動向や近隣市の状況を踏まえた上で、早めに成人式の対象年齢や時期を決定し、対象者に伝えたいという話が出ております。

最後になりますが、今後の方向性として、成人式の対象を18歳とすると多くの方が式への出席を見合わせる事が想定されることから、本市の成人式は現在と同じく対象年齢を20歳としたいと考えております。

以上を持ちまして、事務局の説明を終わります。よろしくご協議のほどお願いいたします。

会長

成年年齢引下げ後の成人式の実施について、本協議会で意見を伺った後、市としての方針を決定したいと考えています。ただ今の説明について、質疑、意見等がありますか。

委員

成年年齢が引下げとなる実際の対象者である、市内の中学3年生、高校1年生、高校2年生に成人式の年齢について意向を確認したのでしょうか。

事務局

市ではアンケートという形では実施していませんが、意見聴取は行っています。

会長

習志野高等学校の小西委員にお越しいただいているので、高校生の状況をお伺いできますか。

委員

18歳という年齢は、受験期に重なることから、受験をする生徒はおそらく成人式に出席しないのではないのでしょうか。また、受験には費用がかかる上に、女性は着物を着るとなると、保護者の負担も増えてしまいます。やはり今までどおり20歳開催が望ましいと考えます。

会長

他に意見はありますか。

委員

事務局の説明を、「成人式の対象年齢を18歳にしたいということだろうか？ そうだとしたら難しい」と思って聞いていました。最終的には20歳で開催したいという説明で安堵しました。

親としても、18歳で子どもが成人式に出席すると、費用面で難しいと思います。また、子ども自身も女性は着物を着る人が多いし、最近は男性も羽織袴を着る人が増えている状況もあることから、18歳にする理由はないと思います。今までどおりの20歳開催でよいと考えます。

会長

私は、成人式典は大人がしっかりと責任をもって新成人を祝うものであると考えています。

委員の皆さんの意見をまとめますと、成年年齢は引き下げとなるが、成人式は引き続き20歳で開催することが望ましいということによろしいでしょうか。

～～「異議なし」と呼ぶものあり～～

それでは、本協議会の意見を参考にし、市として決定してまいります。

以上、協議1 成年年齢引下げ後の成人式の実施についての協議を終了します。

続いて、報告(1)について事務局から説明を求めます。

事務局

本年1月に発生した野田市の児童虐待の事案を受け、本市における長期欠席児童・生徒への対応について、危機管理の観点から、児童虐待防止に係る連携の強化について本市の米山危機管理監からご報告します。

危機管理監

～～資料に基づき報告～～

会長

今回の報告は、第一に市内の長期欠席児童・生徒の安否確認について、目視で行うことで児童虐待が行われていないことを確認したこと、第二に、要保護児童に係る情報共有・連携を速やかに行うことで児童虐待を防止するという趣旨でした。長期欠席の理由や人数内訳については、別の機会で扱うこととします。ただ今の報告について、質疑、意見等がありますか。

委員

主任児童委員が子育て支援課と情報交換を行う際、配慮すべき家庭の状況について情報を共有しています。また、地区別に学校訪問を毎学期実施し、配慮すべき家庭の状況について学校と細かく意見交換した後、担当の民生委員・児童委員と情報共有をしています。今年は野田市の事件もあったこともあり、民生委員・児童委員も今まで以上に敏感になり安否確認を実施しています。

会長

この件については、職務にかかわらず、全員でアンテナを高くしてちょっとしたことも見逃さないことが重要と考えます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

続いて、報告事項(2)について事務局から説明を求めます。

事務局

市長事務部局が所管している協議会の中に、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)があります。この協議会は主に子どもの虐待等の防止、早期発見及び早期対応を図ることを目的としています。習志野市青少年問題協議会や、いじめ問題対策連絡協議会とは非行、いじめ、虐待という面で関連性があることから、今年度からそれぞれの会議において、現状や取り組み状況を報告することとしています。

本年5月に開催された第1回子どもを守る地域ネットワーク代表者会議において、習志野市青少年問題協議会と、いじめ問題対策連絡協議会の現状について説明しております。

本日は、子どもを守る地域ネットワークの現状や取り組み状況について、子育て支援課 相澤課長から説明いたします。

子育て支援課長

～～資料に基づき説明～～

会長

ただ今の説明について、質疑、意見等がありますか。私から聞いてしまいますが、親の方針で子どもを学校に通わせないというのはネグレクトにあたりますか。

子ども部主幹

子どもの教育権を損なっているため、ネグレクトにあたります。親が病気であるため子どもが学校に通えないという状況の場合であっても、親に対して支援をし、子どもは学校に通うというのが適切です。こうした場合であっても、統計上はネグレクトとして考えます。

委員

先ほどの説明にもありましたが、通報があつた際は関係機関の協力を得ながら、48時間以内に目視で確認することとしています。ネグレクトは劇的な改善が難しい傾向にありますので、本人や家族への丁寧な支援やアセスメントが必要です。

委員

今の関係で補足させていただきますと、義務教育の期間に親が子どもを学校に通わせない場合は、学校教育法違反となります。2年前に千葉県で学校教育法違反として検挙した事例がありました。

会長

続いて、報告事項(3)について事務局から説明を求めます。

事務局

昨年7月に開催した本協議会において、「習志野市有害図書規制に関する条例」を廃止し、廃止後は本協議会において有害図書に関することも含めてご審議いただく旨承認を頂戴しました。

このたび習志野市有害図書規制に関する条例を令和元年6月30日をもって廃止することが市議会令和元年第2回定例会において可決されましたことをご報告いたします。

習志野市有害図書規制に関する条例廃止後も、廃止前と同様に、有害図書が不適切な方法で販売されていないかどうか、コンビニエンスストアや書店を事務局職員がパトロールしていく予定であります。また、有害図書に関する事案が生じた場合、本協議会においてご協議いただくこととなりますので、どうかよろしくお願いたします。

会長

ただ今の説明について、質疑、意見等がありますか。本協議会にも青少年有害図書審議会の委員もいらっしゃいますが、事務局の説明にもありましたとおり、条例の内容は県の条例で網羅できることから廃止したものです。

質疑、意見等はないようですので、これで報告(3)を終わります。

これをもって令和元年度習志野市青少年問題協議会を終了します。

6. 所管課名

教育委員会生涯学習部 社会教育課

電話番号 047-453-7328

FAX番号 047-453-9384